

社会福祉法人愛の園福祉会 こども発達支援相談事業所 ぶどうの木
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会が開設するこども発達支援相談事業所ぶどうの木（以下「事業所」という。）において実施する相談支援の事業は、次に掲げる便宜の供与を行うことを目的とする。

- (1) 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与すること。
- (2) 介護給付費等の支給決定を受けた障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該者の依頼を受けて、支給決定に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること（以下「指定相談支援」という。）。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定相談支援を行うものとする。

- 2 指定相談支援の実施にあたっては、障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に障害児の保護者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 指定相談支援の事業の運営にあたっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第3条 社会福祉法人愛の園福祉会は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備のため虐待防止委員会の設置を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 こども発達支援相談事業所 ぶどうの木
- (2) 所在地 千葉県八千代市緑が丘西一丁目10番5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上
相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス利用計画の作成に関する業務を行う。
- (3) 事務職員 1名(緑が丘こひつじ保育園事務兼務)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前10時から午後5時までとする。

(指定相談支援を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児

(指定相談支援の内容)

第8条 事業所で行う指定相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の日常生活全般に関する相談に関する業務
 - (2) サービス利用計画の作成
 - (3) サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供を確保するための指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整
 - (4) 利用者の居宅の訪問による継続的なモニタリング
 - (5) その他の必要な支援、助言等
- 2 前項第1号のサービス利用計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 利用者及びその家族の生活に対する意向、利用者の総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題
 - (2) 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
 - (3) 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者
 - (4) 障害福祉サービスを提供するうえでの留意事項

(指定相談支援の提供方法)

第9条 指定相談支援の提供にあたっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、利用者から障害者総合支援法第51条の17第2項又は児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用者の選定により、次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定相談支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を徴収することができる。また、自動車を使用した場合は、実費相当額を徴収することができる。

- 3 前項の費用の額に係る指定相談支援の提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、指定相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、八千代市の全域（主に米本地区、緑が丘地区、高津地区）とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、職員の勤務体制についても整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者が、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者並びにその家族に関する個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年9月1日から制定、施行する。

この規程は、2025年5月1日から改定、実施する。